

令和4年 夏の県民交通安全運動

運動期間 7月11日(月)～7月20日(水)

実施要綱

運動の目的

広く県民に交通安全思想・交通ルール・正しいマナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

運動重点

- ① 子供と高齢者の交通事故防止
- ② 自転車の交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶

スローガン

年間スローガン 「大丈夫！」 自己の過信が 事故招く
サブスローガン わたる前 見てね 待ってね 交差点

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点 ① 子供と高齢者の交通事故防止

【子供は】

- 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全確認を行い、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。また、道路では遊ばない。
- 信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所で待つ。また、信号が青に変わっても直ぐに横断せず、周囲の安全を確認し、車の動きに注意しながら横断する。

【高齢者は】

☆ 歩行中の注意事項

- 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、信号機や横断歩道のある場所を横断し、左右の安全を確認しながら横断する。特に、左側から来る車に注意する。
- 夕暮れ時や夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は反射材や明るく目立つ色の服装に心がける。

☆ 運転する場合の注意事項

- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の体験乗車等により、サポカーの有用性を理解する。
- 交通安全教室に積極的に参加するとともに、運転適性検査や高齢者講習などで、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解する。
- 身体機能の変化により、安全運転に不安を感じた場合は、安全運転相談ダイヤル（# 8 0 8 0）を利用し、運転免許証の自主返納を検討する。

【一般運転者は】

- 横断歩道等は歩行者等が優先であることを再認識し、横断しようとする歩行者等がいるときは、必ず一時停止して進路を譲る。
- スマートフォン等を使用しながらの運転や、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は、重大事故に直結することを認識し絶対にしない。
- 子供や高齢者を見かけたときは、急な飛び出しや不用意な横断など危険な行動をとる人がいることに注意し、子供や高齢者の安全を守る運転をする。
- 歩行者や自転車を早期に発見できるよう、早めにライトを点灯するとともに、夜間の対向車や先行車がない状況では、ライト上向きを実践する。
- 通学路やスクールゾーン、公園の近くを通行するときは、子供を保護する意識を持ち、十分に速度を落とし、安全な速度で通行する。

【保育所・幼稚園・学校等では】

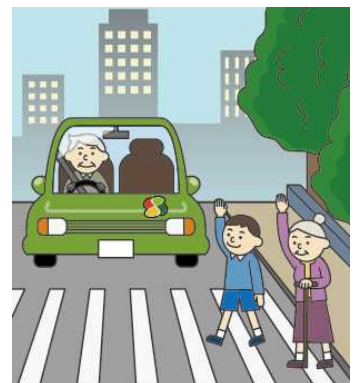
- 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- P T A 等と協力して、通学路等における安全指導、保護誘導活動及び通学路の安全点検を実施する。

【家庭・地域では】

- 子供、高齢者が出掛けるときは、自動車等に注意するよう「声かけ」を行う。

【職場では】

- 朝礼等を通じて子供や高齢者の行動特性を理解させ、危険行動を予測した安全運転について指導する。



運動重点② 自転車の交通事故防止

【利用者は】

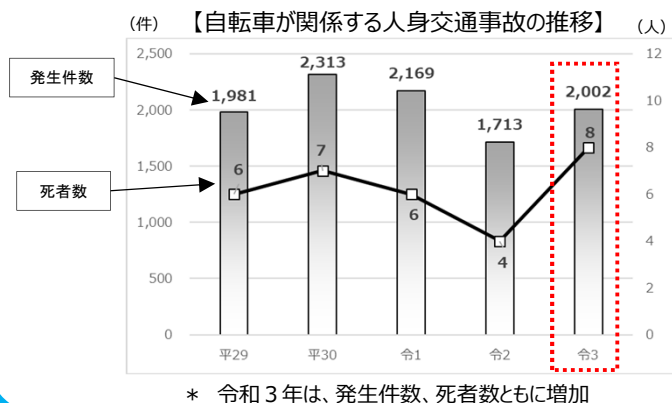
- 自転車は車両であると再認識し、自転車の交通ルール（信号に従うこと、一時停止標識に従い停止すること、原則車道の左側を通行すること、夜間は前照灯を点灯することなど）を守って運転する。
- 道路を横断するときは、信号機や自転車横断帯がある場所を横断する。また、必ず左右の安全確認を行い、斜め横断はしない。
- 夕暮れ時や夜間は「他の通行車両や歩行者から見えにくい」ことを意識し、早めにライトを点灯し反射材を活用する。
- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入するとともに、乗車用ヘルメットの着用に努める。
- 自転車の安全を確保するために定期的な点検整備を行う。

【家庭・学校では】

- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの遵守を徹底する。
- 群馬県交通安全条例に基づき、保護者は、未成年者が自転車を利用するときは、自転車用ヘルメットを着用させる。
- 幼児を幼児用座席に乗車させるときは、シートベルトを着用させる。
- 乗車用ヘルメットの必要性和安全性についての理解を促すための指導や教育を行う。
- 群馬県交通安全条例に基づき、通学に自転車を利用している児童・生徒に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険に関する情報を提供するように努める。

【販売店は】

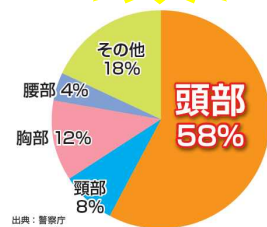
- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車購入者に対し、自転車保険加入の有無を確認するよう努め、加入していないことが分かったときは、自転車保険に関する情報を提供するように努める。



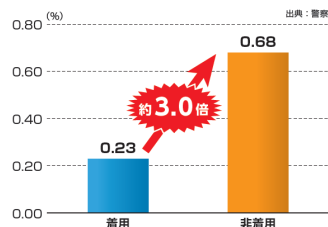
自転車に乗るときはヘルメット着用を!

致命傷の約6割は頭部!!

非着用は、致死率が約3.0倍!!



自転車乗用中の死者の致命傷部位(R2)



ヘルメット着用状況別致死率(R2)

運動重点③ 飲酒運転の根絶

【運転者は】

- 飲酒運転の危険性や違法性を認識し、「飲酒運転を絶対にしない・させない」という強い意志を持つ。
- 酒類が出る会合等に出席する場合は車を使用せず、公共交通機関等の利用を徹底する。
- 二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを強く認識し、飲酒の量や時間に配慮する。

【家庭・地域では】

- 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重さ等について話し合い、「飲酒運転を絶対にしない・させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」づくりを促進する。
- グループで飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践する。

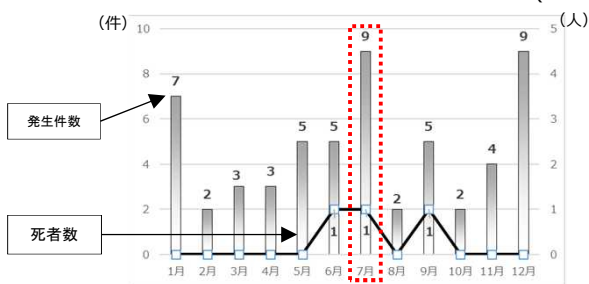
【職場では】

- 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用を促進する。
- 朝礼等を通じて、飲酒運転の危険性や違法性について指導する。
- 「飲酒運転根絶宣言」を採択する等職場ぐるみで飲酒運転根絶の気運を高める。
- 飲酒を伴う会合等では、責任者が車の鍵を預かるなどの配慮を徹底する。

【飲食店では】

- 来店者には車で来たかどうかを確認し、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動を促進する。

【飲酒運転による人身交通事故発生件数・死者数(R3月別)】



飲酒運転には厳しい処分が!

酒酔い運転

無条件で……
35点 欠格期間3年
免許取消し

酒気帯び運転

呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満

呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満

25点 欠格期間2年
免許取消し

13点 免許停止 90日

欠格期間の上限は10年!

酒酔い運転をした場合 **3年**
 死亡事故を惹起した場合 **7年**
 ひき逃げをした場合 **10年**

※) 前歴及びその他の累積点数がない場合
 ※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

主唱 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会 (事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室)